

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児発第247号 平成12年3月29日 〔雇児発第*****号 平成20年*月**日 一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児発第247号 平成12年3月29日 〔雇児発第0612002号 平成19年6月12日 一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>病児・病後児保育</u>等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容 この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。 (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり） (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり） (3) <u>病児・病後児保育事業</u>（内容については、別添3のとおり） (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり） (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続 現行どおり（略）</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 (1) 現行どおり（略） (2) 現行どおり（略）</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>地域の子育て支援</u>等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容 この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。 (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり） (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり） (3) <u>病児・病後児保育事業（自園型）</u>（内容については、別添3のとおり） (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり） (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は親の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (2) 3の(3)の事業については、在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、必要な場所で必要なだけ利用できる一時預かりの体制整備を推進するため、利便性の高い場所において公共的で安全な保育サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう検証することを目的とする。</p>

改正後	現行
<p>(3) 3の(4)の事業については、休日保育、時間外保育及び病児・病後児保育に対応可能な事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者のために、事業所の敷地内若しくはその近接地又は雇用する労働者の通勤経路若しくは近接地域等に設置する、当該雇用する労働者の子を保育するための施設。以下同じ。）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (1) 現行どおり（略） (2) 現行どおり（略） (3) 3の(4)の事業の実施主体は、市町村とする。 <u>ただし、本事業については、事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。</u></p> <p>3 対象事業 (1) 一時保育促進事業 ① 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。 ② 実施要件 ア 原則として、対象児童の多さ等に応じて事業を担当する保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。 イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。 ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の開きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。 また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合においては、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）</p>	<p>2 実施主体 (1) 3の(1)及び(2)の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。 (2) 3の(3)の事業の実施主体は、市町村又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>3 対象事業 (1) 一時保育促進事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。 (2) 特定保育事業 市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。 (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。 ① 利用者のニーズ・評価の把握 ② 児童の安全等適切な援助の確保 ③ 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）</p>

改正後

の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

ウ 上記イに基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。

③ 留意点

ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

(2) 特定保育事業

① 事業内容

市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。

② 実施要件

ア 原則として、事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。

イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。

また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

ウ 原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。

③ 留意点

ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

現 行

4 実施要件

(1) 事業を担当する保育士を次のとおり配置すること。

① 3の(1)の事業については、原則として、対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。

② 3の(2)の事業については、原則として、保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。

③ 3の(1)、(2)の事業ともに、4の(2)の①に基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。

④ 3の(3)の事業については、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはできない。

(2) 事業実施場所は以下のとおりとすること。

① 3の(1)、(2)の事業ともに、原則として、事業を実施するための専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。

また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

② 3の(2)の事業については、原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。

③ 3の(3)の事業については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。

ア 事業を実施するための専用スペースを確保すること。

イ 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

改正後

現行

(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

① 事業内容

就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。

- (ア) 利用者のニーズ・評価の把握
- (イ) 児童の安全等適切な援助の確保
- (ウ) 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）

② 実施要件

ア 乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはできない。

イ 実施場所については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。

- (ア) 事業を実施するための専用スペースを確保すること。
- (イ) 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準32条8号の基準を満たしていること。

ウ 上記アに基づき、保育士資格を持たない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

なお、研修内容については、概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会等が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。

エ 市町村は事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。

③ 留意点

ア 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。

イ 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。

ウ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。

エ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

改正後

現 行

- オ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。
- カ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。
- キ 職員配置や備品、保育材料等について、児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

(4) 地域保育資源活用事業

① 事業内容

日々保育に欠ける児童を対象として、事業所内保育施設で休日保育、時間外保育、病児・病後児保育を実施する事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、通常、事業所内保育施設を利用していない児童であって、かつ、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童であり、保育対策等促進事業実施要綱の別添2「休日・夜間保育事業」及び別添3「病児・病後児保育事業」を実施する施設が近隣にない等の理由により、当該特別保育の利用が困難な児童とする。

なお、通常、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）であっても、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童については、本事業の対象とするが、(財)21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）で整備した施設であって、現に運営費を受給している間においてはこの限りではない。

イ 事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。また、病児・病後児保育を実施する場合には、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するものとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とする。

ウ 利用児童1人当たりの面積は、最低基準32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。また、病児・病後児保育を実施する場合は、実施施設の医務室、余裕スペース等で、衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

エ 事業実施施設は、地域住民の児童を3名以上受け入れるとともに、労働者の子と合わせて利用児童数が10名以上であること。

オ 実施施設においては、認可保育所と同等の開所日数を確保すること。

改正後	現 行
<p>③ 留意点 他に国・地方公共団体等から同様の公的助成を受けている間は、<u>本事業の対象としないこと。</u></p> <p>4 事業の実施手続 現行どおり（略）</p> <p>5 費用 (1) 現行どおり（略）</p> <p>(2) 3の(1)、(2)及び(4)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 現行どおり（略）</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>6 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 3の(3)の事業については、時間に応じた利用が可能となるように利用料を設定すること。</p> <p>7 留意点 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。</p> <p>② 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p> <p>(2) 3の(3)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。</p> <p>② 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。</p> <p>③ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。</p> <p>④ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する上長の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>

改正後	現 行
	<p>⑤ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。</p> <p>⑥ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。</p>

改正後	現 行
<p>別添2</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 現行どおり（略）</p> <p>2 実施主体 3の（1）及び（2）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 現行どおり（略）</p>	<p>別添2</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育及び夜間保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 （1）3の（1）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、この事業については、保育所を経営する者に委託できるものとする。 （2）3の（2）の事業の実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 ① 事業内容 就労形態の多様化に対応するため、保育所において、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）の保育を行う事業。 ② 実施要件 ア この事業は、休日等を含め年間を通じて開所する保育所を指定して行うこと。 イ この事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条に規定する保育の実施児童であって、休日等においても保育に欠ける児童であること。 ウ 対象児童の多さ等に応じて、事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士数は2名以上とすること。 エ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 オ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋等を利用して実施することも差し支えないが、この場合、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条8号の基準を満たしていること。</p>

改正後

現行

(2) 夜間保育推進事業
現行どおり (略)

(2) 夜間保育推進事業

- ① 事業内容
夜間保育を行っている保育所の運営に係る特別な経費の助成を行う事業。
- ② 実施要件
本事業の対象となる夜間保育所とは、次に掲げるものとする。
ア 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
イ 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、アの事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

4 事業の実施手続
現行どおり (略)

4 事業の実施手続

- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

5 費用

(1) 3の(1)及び(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

5 費用

(1) 3の(1)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 3の(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 現行どおり (略)

(3) 3の(1)の事業については、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。

改正後

現 行

別添3

病児・病後児保育事業実施要綱

1 趣旨

病気の子どもの一時預かりや保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

3 対象事業

本事業の対象事業は、次に掲げる（1）～（3）とする。

なお、（1）～（3）の事業は併せて実施できないものとする。

（1）「病児対応型」事業

① 事業内容

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病児」という。）とする。

イ 病児の看護を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を

別添3

病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱

1 趣旨

病児・病後児保育については、地域の児童を対象に「乳幼児健康支援一時預かり事業」において実施してきたところであるが、今般、地域の実情に応じた取組ができるよう、体調不良時の保育については保護者が行うことを原則としつつ、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、保育所における緊急的な対応等の充実を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として本事業を実施するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

3 事業の内容

児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったが、保護者が勤務等の都合で直ちに迎えに来られない場合において、保育所において保護者が迎えに来るまでの間預かる、当日の緊急対応等を行う事業。

4 実施要件

（1）対象児童

本事業の対象となる児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（以下「体調不良児」という。）であって、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を必要とする児童。

ただし、当日の緊急対応に支障のない範囲で、保育所への登所前からの体調不良児についても、嘱託医、かかりつけ医の判断により当面症状の急変が認められない場合に対象とできるものとする。

（2）体調不良児の人数

実施保育所において、前年度の実績等から見込まれる体調不良児（体調不良により保育所を休み児童を含む。）の人数が、年間延べ200人程度以上見込まれる保育所とする。

（3）職員配置

実施保育所において、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、医療機関等において看護経験を有する者が望ましい。